広報おみたまデザイン業務委託 仕様書

第１ 総則

　この仕様書は、広報おみたまデザイン業務委託にあたり、必要事項を定めるものである。

**第２ 業務名称**

　広報おみたまデザイン業務委託

**第３ 事業目的**

　手に取りたくなる広報紙を目指すとともに、市民にとって必要な行政情報等をより読みやすく、よりわかりやすく発信することを目的とする。

**第４ 業務内容（企画提案募集内容）**

　本業務は、令和2年度実施予定の広報おみたまデザイン業務委託事業の企画内容を提案するものとし、本仕様書の第３の規定を十分に考慮し、以下の点に留意した広報紙作成及び企画内容の提案をするものとする。

1. 実施内容
2. 多くの市民が地域への愛着を感じることができる広報紙

・市の特性をいかした特集記事づくり

・市内在住及び市に関わりの深いクリエーターの活用

・市民が紙面づくりに気軽に参加できる仕組みづくり

・市民活動や活躍を紹介するコーナーの充実

・子ども（主に中学生以上）や若者世代の新たな読者層が、楽しく読んでわかる紙面づくり

1. 思わず手に取りたくなる広報紙

・読みやすいフォントや色調

・写真やイラストを効果的に使用したデザイン

1. 市の政策や生活情報までしっかり伝える広報紙

　　　　　 ・必要な情報に簡単にアクセスできる構成（見出しデザインの工夫やアイコンの

配置）

　　　　　 ・情報の質や量を厳選し、明確かつコンパクトにまとめる工夫

1. その他の事項について
2. 本業務委託には本事業の報告書の作成を含む
3. 具体的な内容については、受託者より提出された企画提案書をふまえ、市と受

託者が協議の上決定するものとする。

**第５ 業務委託の範囲**

1. 広報おみたまの年4回の特集記事（各6ページ）、表紙、裏表紙の作成（企画、取材、原稿作成、写真撮影、デザイン）

上記業務の内容を満たす提案内容の企画・運営に関する全般とする。ただし、スタッフ・講師の交通手段及び宿泊を含むものとする。

1. 特集記事以外のページ及び広報おみたまお知らせ版におけるページ数削減に寄与するデザイン様式の提案

**第６ 履行期間**

　契約締結日の翌日から令和3年3月末日まで

**第７ 業務に要する費用（事業費限度額）**

　275万円（消費税額含む）

**第８ 支払方法**

　業務完了報告書を提出後、完了払。

**第９ その他特記事項**

1. 受託者は、市の指示に従って本業務を実施するものとする。
2. 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により市

の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 契約締結後、受託者は速やかに業務の実施体制表及びスケジュールを作成し、市へ

提出し、その承認を得ること。

1. 市は委託期間において、必要に応じて事業実施状況の報告を求め、実施状況の調査・

指導などを行えるものとする。

1. 参加者の申込受付・問い合わせの扱いについては、受託事業者が対応を請け負う。

その際、個人情報の扱いについては参加者本人の同意を得て管理には十分に留意す

ること。

1. 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、

市と協議のうえ決定する。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者

は市の指示に従う事とする。

1. 本仕様書は、市と受託者が協議の上、必要に応じて改定する事が出来る。
2. 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて市に帰属する。

また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。